

令和6年 第1回 安芸太田町議会定例会会議録

令和6年3月6日

招集年月日	令和6年3月1日					
招集の場所	安芸太田町議会議事堂					
開閉会日 及び宣告	開会	令和6年3月1日 午前10時20分			議長	中本 正廣
	閉会				議長	
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 凡例 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △公 公務欠席	議席 番号	氏 名	出席等 の別	議席 番号	氏 名	出席等 の別
	1	角 田 伸 一	○	7	影 井 伊久美	○
	2	斉 藤 マユミ	○	8	田 島 清	○
	3	佐々木 道則	○	9	欠 員	
	4	小 島 俊 二	○	10	津 田 宏	○
	5	末 田 健 治	○	11	佐々木美知夫	○
	6	大 江 厚 子	○	12	中 本 正 廣	○
会議録署名議員	10 番	津 田 宏		11 番	佐々木美知夫	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長	河 野 茂		書記	佐々木 裕子	
地方自治法第121 条により説明のため 出席した者の職 氏名	町 長	橋 本 博 明		教 育 長	二 見 吉 康	
	副 町 長	小 野 直 敏		病院事業管理者	平 林 直 樹	
	参 事	木 本 英 哲		教 育 次 長	園 田 哲 也	
	会 計 管 理 者 兼 総 務 課 長	長 尾 航 治		教 育 課 長	瀬 川 善 博	
	総務課課長補佐	郷 田 亮		安芸太田病院 事務長	栗 栖 香 織	
	加 計 支 所 長 兼加計支所住民生活課長	金 升 龍 也		—	—	
	筒 賀 支 所 長 兼筒賀支所住民生活課長	山 本 博 子		—	—	
	企 画 課 長	二 見 重 幸		—	—	
	税 務 課 長 兼 会 計 課 長	沖 野 貴 宣		—	—	
	住 民 課 長	上 手 佳 也		—	—	
	産 業 観 光 課 長	菅 田 裕 二		—	—	
	建 設 課 長	武 田 雄 二		—	—	
	健 康 福 祉 課 長	伊 賀 真 一		—	—	
衛 生 対 策 室 長	森 脇 泰		—	—		
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

令和6年3月6日

同意第1号	教育長の任命について
承認第1号	専決処分の承認を求めることについて (物損事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について)
承認第2号	専決処分の承認を求めることについて (道路管理瑕疵に係る損害賠償の額の決定及び和解について)
承認第3号	専決処分の承認を求めることについて (安芸太田町手数料条例の一部を改正する条例)
議案第2号	安芸太田町開発行為の適正化に関する条例の制定について
議案第3号	安芸太田町監査委員条例及び安芸太田町町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部改正について
議案第16号	安芸太田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
議案第17号	安芸太田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第18号	安芸太田町病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
議案第19号	安芸太田町病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
議案第20号	令和5年度安芸太田町一般会計補正予算(第6号)
議案第21号	令和5年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
議案第22号	令和5年度安芸太田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第4号)
議案第23号	令和5年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)
議案第24号	令和5年度安芸太田町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)
議案第25号	令和5年度安芸太田町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
議案第26号	令和5年度安芸太田町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
議案第27号	令和5年度安芸太田町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
議案第28号	令和5年度安芸太田町筒賀財産区特別会計補正予算(第1号)
議案第29号	令和5年度安芸太田町内黒山財産区特別会計補正予算(第1号)
議案第30号	令和6年度安芸太田町一般会計予算
議案第31号	令和6年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計予算
議案第32号	令和6年度安芸太田町後期高齢者医療事業特別会計予算
議案第33号	令和6年度安芸太田町介護保険事業特別会計予算
議案第34号	令和6年度安芸太田町介護サービス事業特別会計予算
議案第35号	令和6年度安芸太田町筒賀財産区特別会計予算

議案第 36 号	令和 6 年度安芸太田町内黒山財産区特別会計予算
議案第 37 号	令和 6 年度安芸太田町病院事業会計予算
議案第 38 号	令和 6 年度安芸太田町簡易水道事業会計予算
議案第 39 号	令和 6 年度安芸太田町下水事業会計予算
議案第 1 号	安芸太田町犯罪被害者等支援条例の制定について
議案第 4 号	安芸太田町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
議案第 5 号	安芸太田町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
議案第 6 号	安芸太田町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
議案第 7 号	安芸太田町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について
議案第 8 号	安芸太田町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について
議案第 9 号	安芸太田町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
議案第 10 号	安芸太田町国民健康保険税条例の一部改正について
議案第 11 号	安芸太田町筒賀ふれあい農園条例の一部改正について
議案第 12 号	安芸太田町筒賀交流の森条例の一部改正について
議案第 13 号	安芸太田町杉の泊ホビーフィールド条例の一部改正について
議案第 14 号	安芸太田町深入山グリーンシャワー条例の一部改正について
議案第 15 号	安芸太田町介護保険条例の一部改正について
	特別委員会の設置

令和6年第1回定例会
(令和6年3月6日)
(開会 午後1時30分)

○中本正廣議長

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますのでこれから本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめ御手元に配付したとおりです。

日程第1. 同意第1号

○中本正廣議長

日程第1、同意第1号、教育長の任命についてを議題といたします。議案の説明は先日町長より行われておりますが、追加説明があれば受けます。長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい。同意第1号、教育長の任命についてでございます。先ほどの全員協議会におきまして、御本人お招きしまして質疑のほうをさせていただいたところでございます。御住所に関しましては兵庫県神戸市にお住まいの方です。氏名は大野正人さんでございます。現在62歳の方でございます。以上、説明とさせていただきます。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。お諮りします。同意第1号についてはこれに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。したがって同意第1号、教育長の任命については、これに同意することに決定しました。暫時休憩といたします。

休憩 午後1時32分
再開 午後1時33分

○中本正廣議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。ここで教育長の任命に同意いたしました大野正人様のほうから発言の申出がありますので、これを許可します。

○大野正人氏

ただいま、教育長の任命ということで、御同意を賜りました大野正人と申します。子ども達のそして、町民の皆様お1人お1人の幸せを願い、この町の教育に全力で取り組んでまいりたいと思います。皆様方の御指導御鞭撻をどうぞよろしくお願い申し上げます。

○中本正廣議長

ありがとうございます。以上で大野様の発言を終わります。暫時休憩といたします。

休憩 午後1時34分
再開 午後1時35分

○中本正廣議長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第2. 承認第1号

○中本正廣議長

日程第2、承認第1号、専決処分の承認を求めると、物損事故に係る損害賠償の額の決定及び和解についてを議題といたします。追加説明があれば受けます。長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

承認第1号につきまして専決処分書の読み上げをもって詳細説明とさせていただきます。物損事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について。令和5年12月19日午後4時頃、安芸太田町大字中筒賀401番地地先において、走行中の車両と接触した物損事故について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をするものでございます。損害賠償額及び和解。1、本件事故に係る賠償、損害賠償額として安芸太田町が37万7,432円を支払う。2、本件事故に関し、その他一切の費用等は双方とも請求しない。3、上記各項により本件事故は解決とする。以上、詳細説明とさせていただきます。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。はい、小島議員。

○小島俊二議員

はい、最近定例会議会ごとに結構専決の報告を受けておるといような状況を覚えておるんですが、ここ過去3年間ぐらいの交通事故の件数及び職種別でいうとどういった職種が多いのかというのを簡単をお願いします。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい、ここ3年の事故でございます。もちろん専決処分を頂いていない事故も含めまして報告をさせていただきますと、令和3年度におきましては全体で4件、令和4年度におきましては6件、本年度はですね、まだ終了していませんが全体で15件でございます。職種別で申し上げますと、正職が令和3年度におきましては3件中、ごめんなさい、4件中3件が正職の事故でございます。1件は会計年度任用職員の事故でございます。令和4年度は全体の6に対して正職が3、会計年度任用が2、その他、今回のようなケースですね、これが1件ございました。今年度でございます。15件中、正職の事故は5件でございます。会計年度は7件、今回のような委託先等に関しまして3件という内訳でございます。以上でございます。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい中心が物損事故でございますんで、その辺はいいんですが、人身事故につながる可能性もありますんで、十分注意をして安全運転に心がけるよう努力していただきたいと思います。以上です。

○中本正廣議長

ほかに質疑は、末田議員。

○末田健治議員

この件は、示談内容を見ると、金額を相手方に支払うとなっておりますけども、過失割合は。お知らせください。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい。こちらの過失割合は双方の協議によりまして100対0でございます。町のほうが100%です。

○中本正廣議長

よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。承認第1号、専決処分の承認を求めると、物損事故に係る損害賠償の額の決定及び和解についてを起立により採決します。承認第1号についてはこれを承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、承認第1号専決処分の承認を求めると、物損事故に係る損害賠償の額の決定及び和解については、これを承認することに決定しました。

日程第3. 承認第2号

○中本正廣議長

日程第3、承認第2号、専決処分の承認を求めると、道路管理瑕疵に係る損害賠償の額の決定及び和解についてを議題といたします。追加説明があれば、お願いします。長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい、同じく専決処分書の読み上げをもって詳細説明とさせていただきます。損害賠償の額の決定及び和解

について、令和6年1月28日、午後1時35分頃、林道大朝鹿野線、地先は安芸太田町大字小板でございます。で発生した道路管理瑕疵によるタイヤ破損事故について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分を行うものでございます。行ったものでございます。損害賠償額及び和解。1、本件事故による損害賠償額として安芸太田町が5万4,725円を支払う。2、本件事故に関し、その他一切の費用等は双方とも請求しない。3、上記確保により本件事故は解決とする。以上、詳細説明とさせていただきます。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。承認第2号、専決処分の承認を求め、道路管理瑕疵に係る損害賠償の額の決定及び和解についてを起立により採決します。承認第2号についてはこれを承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、承認第2号、専決処分の承認を求め、道路管理瑕疵に係る損害賠償の額の決定及び和解については、これを承認することに決定しました。

日程第4. 承認第3号

○中本正廣議長

日程第3、承認第3号、専決処分の承認を求め、安芸太田町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。追加説明があれば受けます。

○中本正廣議長

上手住民課長。

○上手佳也住民課長

はい。承認第3号、専決処分の承認を求め、安芸太田町手数料条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。令和6年2月29日、安芸太田町長、橋本博明。専決処分及び一部改正の内容につきましては、全員協議会で説明をさせていただいたとおりでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから討論を行います。質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。承認第3号、専決処分の承認を求め、安芸太田町手数料条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。承認第3号についてはこれを承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって承認第3号、専決処分の承認を求め、安芸太田町手数料条例の一部改正をする条例については、これを承認することに決定しました。

日程第5. 議案第2号

日程第6. 議案第3号

日程第7. 議案第16号

日程第8. 議案第17号

日程第9. 議案第18号

日程第10. 議案第19号

○中本正廣議長

日程第5、議案第2号、安芸太田町開発行為の適正化に関する条例の制定についてから、日程第10、議案第19号、安芸太田町病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてまでの6件を一括議題といたします。追加説明があれば受けます。上手住民課長。

○上手佳也住民課長

はい、議案第1号、安芸太田町犯罪、安芸太田町開発行為の適正化に関する条例の制定についてでございます。この条例につきましては、町内における大規模な開発事業の適正化を図るために、新たに条例を定めるものでございます。詳細につきましては、全員協議会で説明をさせていただいたとおりでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい。議案第3号について詳細説明を申し上げます。議案第3号、安芸太田町監査委員条例及び安芸太田町町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部改正について。本件に関しましては、4月1日付けで施行がされます地方自治法の一部改正に伴う引用条項のずれを改正するものでございます。内容の変更等は一切ございません。以上でございます。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

議案第16号、安芸太田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について御説明をいたします。今回の改正につきましては、国の介護サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、国の基準に沿うよう、条例を改正するものです。今回の改正につきましては、第1条において、安芸太田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例、並びに第2条において、安芸太田町地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、並びに第3条において、安芸太田町介護保険法に基づく、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例並びに第4条において、安芸太田町介護保険法に基づく指定介護居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例、この4本を一括して条例改正をするものでございます。詳細については、全員協で説明をさせていただいたとおりです。以上です。

○中本正廣議長

はい。園田教育次長。

○園田哲也教育次長

はい。安芸太田町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についての説明をさせていただきます。この条例につきましては、デジタル化の推進に伴う内閣府令の改正に伴う改正でございます。詳細につきましては、全員協議会で説明をさせていただいたとおりでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

はい。栗栖病院事務長。

○栗栖香織病院事務長

はい、失礼いたします。議案第18号、安芸太田町病院事業の設置等に関する条例の一部改正について、詳細の説明を申し上げます。今回の改正のほうは3項目についての改正でございます。医療機関の標榜診療科名の見直しにより、神経科という標榜が表示ができなくなったため、また戸河内診療所の診療科目の欄の外科についても削除ということ、また、訪問介護予防サービスを実施しておりますので、(5)指定介護予防サービス、3項目について追加。そして、第6条の改正規定については、自治法の改正により引用する箇所が条ずれするための対応でございます。こちらの18号の説明は以上でございます。続いて、議案第19号、安芸太田町病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について詳細の説明を申し上げます。今回の改正は、過去の人事院勧告による改定規定を反映させるため、所要の改正を行うものでございます。以上で終わります。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。はい、影井議員。

○影井伊久美議員

はい、議案第2号、開発行為、開発行為の適正化に関する条例についてでございます。本条例が制定されるということで、不適切事案などの抑制につながっていくとは感じておりますが、1点だけお尋ねをいたします。開発行為等、事業廃止後に行う措置を、明記すべきではないかと考えますが、このあたりの整理はいかがされるかお尋ねいたします。

○中本正廣議長

上手住民課長。

○上手佳也住民課長

はい、御質問頂きました、事業廃止後の適切な管理をどのように指導していくのかという内容だったと思います。事業計画書を提出していただきますので、そちらにつきまして、そういった事業についてですね、廃止後どのように処理をされるのかそういった、どのように対応されるのかというのは明らかにしていただいた上で、そういったことがきちんとできるということを確認した上で同意のほうをさせていただくという、事務のように考えております。以上でございます。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

はい、着工選定の段から、不正行為等の監視に努められるということで理解をいたしました。以上です。

○中本正廣議長

ほかに質疑ありませんか。大江議員。

○大江厚子議員

はい。私も議案第2号についてですが、適切な開発について基準を設けるということも必要なことだと思いますが、こういった具体的な条例の具体的な内容の条例の前に、理念条例として、環境保全条例のようなものを設置すべきではないかと思うんですがその辺のお考えはどうでしょうか。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。現行においてはですね、もともとの発想が風力発電のような大型開発行為、大型開発事業についてどう対応するのかといった点について、本来は法令上の様々な措置があるものですね、町としての独自の対応という点で検討させていただいたところでございます。さらに発展的に今の環境条例的なものをという御趣旨だと思っております。今後引き続き、その必要性も含めてですね内部のほうで検討していきたいと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

引き続きというよりは、まず、理念条例というかそういう大きくとらえた環境に対する条例があつてこそ、いろんな、こういう開発の適正化に関する条例もですけど、規定とかも出てくるんじゃないかと思うんですね。よその市町でも、環境保全条例とか、そういう類いの条例っていうのは設置というか、施行されて保障されていますのでその辺をやはり早急にされるべきではないかと思いますが、どうでしょう。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。改めて御意見として承らせていただければなと思っております。一般質問の中でもですね環境のまちとしてアピールすべきだという御意見もございました。やはり、そういったものの必要性も感じながらも、改めて町民の皆さんにですね、そういう思いを持っていただきながら、進めていくということも重要なのかなというふうに感じております。引き続き、御提案として受け止めさせていただいて、今後対応させていただければなと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

ほかに質疑ありませんか。はい、津田議員。

○津田宏議員

はい。開発行為の適正化に関する条例について質問いたしますが、我が町にはですね企業誘致条例というのがございまして、企業誘致の促進、既存の企業の活性化を図るため、町内に商工業施設等を新設または増設する者に対して、奨励の措置を行い、企業の進出、または、規模拡大の誘発を図り、雇用の、雇用機会の創出による、定住促進及び本町経済の活性化に資することを目的とするというふうにですね地域の住民を住民に対して商工業の活性化、また雇用の促進、また人口の増やすという意味でこしらえておりますが、この開発行為に適正化によることによってですね、新しい企業が町外から、うちの町に来るときにハードルが高いよと、隣の町に行ってしまうよという懸念もあると思います。そういう対応の中で、やはり前の企業誘致のときは、町自らがですね、企業の

方が地域のことがよく分からないので、地域の説明であるとか協力は行政のほうでお願いしますという形で進めてまいったように思いますが、この開発行為の適正化の、つくることで、本来企業は自由な経済活動が認められておりまして、その中で、国、県等のですね法律の厳しい基準の中で許可を得て進出してくるものと思いますが、それより上乗せして何かあるということになると、ちょっと二重に負担がかかる可能性もあります。そういうところで、雇用を促進する意味での開発行為の適正化に関する条例の解釈というものをですね、ちょっとその辺りちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○中本正廣議長

上手住民課長。

○上手佳也住民課長

はい。この条例の目的といいますのは、やはり町が地域の環境や住民の安全や立場を守るという観点からですね、事業者に対して、関連する法令を守っていただくということ、そして所管する機関への手続等を必ず行っていたこと、そして災害防止策等を講じてですね住民の安全を守ることなどを事業者が守らなければならない、こういったことをですね具体的に示してですね、町内で実施される開発事業が適正に行われること、不法な開発行為が実施されないようにすること、こういったことを目的としております。こういったことをお願いするわけなんですけど、過度に事業者の方にですね、負担を求めるものではないというふうに考えております。そういった部分につきましては事業者の方にですね、丁寧な説明をした上でですね、手続のほうをしていただくようお願いをしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○中本正廣議長

津田議員。

○津田宏議員

はい、適正化に関する条例の中の第6条の中にですね、開発者は開発地区に係る自治振興会及び水利関係者、代表者等の説明を行い、理解を得よう努めなければならないという、曖昧な表現になっておりますが、これを同意を求めることは、お願いするとすると企業も大変なことになります。そこらのところは努力でよろしいという解釈でいいですか。

○中本正廣議長

上手住民課長。

○上手佳也住民課長

はい。事業の説明をしていただいた上でですね安全に事業が実施されるということを説明していただいた上で、理解のほうを求めていただくと、努めていただくという、この条例に記載のとおりでございます。はい。以上でございます。

○中本正廣議長

ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第2号、安芸太田町開発行為の適正化に関する条例の制定についてから議案第19号安芸太田町病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてまでの6件を一括して起立により採決します。議案第2号から議案第19号までについては、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって議案第2号、安芸太田町開発行為の適正化に関する条例の制定についてから議案第19号、安芸太田町病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてまでの6件は原案のとおり可決しました。

日程第 11. 議案第 20 号

○中本正廣議長

日程第11、議案第20号、令和5年度安芸太田町一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。追加説明があれば受けます。郷田総務課課長補佐。

○郷田亮総務課課長補佐

はい、議案第20号、令和5年度安芸太田町一般会計補正予算(第6号)について御説明申し上げます。まず第1条の歳入歳出予算の補正でございます。こちらは歳入歳出それぞれ1億4,740万5,000円を減額し、歳入歳出総額を86億7,945万8,000円と定めるものでございます。第2条におきましては繰越明許費、第3条は債務負担行為

の補正、そして第4条におきましては、地方債の補正をさせていただくものでございます。1枚めくっていただきまして資料1ページ、第1表を御覧ください。今回の補正に対する歳入でございますが、株式等譲渡所得割交付金、環境性能割交付金、地方交付税、使用料及び手数料また財産収入に加えて、諸収入について増額をさせていただきます。その一方で利子割交付金など各種交付金、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、寄附金のほか、繰入金合わせて町債について減額ということでこの表に示す所要額をそれぞれ、歳入予算に充てさせていただきます。続きまして3ページ目歳出でございます。表の一覧のうち、8款土木費が6,546万7,000円の増額となっている一方で、上から議会費から交際費まで減額ということで、この表のとおり所要額をそれぞれ補正をさせていただくものでございます。次に5ページ第2表、繰越明許費を御覧ください。繰越明許としまして28事業、合計3億120万5,000円を繰越上限額として設定をさせていただく予定でございます。概要を説明申し上げますとまず、総務費について10件ございます。現在解体工事中の旧JR滝山川橋梁撤去工事につきましては、一部工法の調整が必要となったこと、また公共施設カルテ作成支援業務につきましては調査項目の精査など時間を要したため、繰越しをさせていただきます。次に高速ブロードバンド、基盤整備促進事業につきましては、光ケーブルの移設作業と修理の工事の、修理工事の5件ございます。事業所に事業者により工期スケジュールの遅れ等も伴いまして、繰り越させてもらいます。次に定住促進事業につきましては、子育て世帯定住応援補助金等におきまして、申請中の住宅の工事完了が4月以降になる見込みであること。またmoricaアプリ等回収業務と、戸籍住民基本台帳管理事業につきましては、システムの仕様・開発の遅れが生じているものでございます。次に農林水産業費の3件でございます。広島県ため池支援センター市町負担金につきましては、県から繰越要請があったもので、上殿上水路改修工事と、林道横川西平線改良工事につきましては用地交渉等、地元などの調整に時間を要しているものでございます。次に商工費の3件でございます。moricaの現金チャージ機追加設置事業につきましては、新札対応の機器の導入をすることによるもの、明神公衆トイレ改修工事といこいの村ひろしま寄宿舍修繕につきましては、工事資材の調達でありますとか工事仕様の変更等もありまして、時間を要したものでございます。次に土木費の9件でございます。未登記道路解消嘱託登記事務の関係でございますけれども、法定相続人など地権者の調査に時間を要しております。町道維持管理事業や町道整備事業、橋梁施設改良事業、河川維持・河川改良事業につきましては、地権者や地元との調整に時間を要しておるところでございます。国県道改良事業費と急傾斜地の対策事業における広島県の建設事業負担金におきましては、本体の県が実施する工事が繰越となっておりますというものでございます。また除雪車の購入につきましては、半導体不足の影響による納期の遅延が発生しております。次に消防費の消防屯所建設工事におきましては、地元との調整に時間を要していること、教育費の、安芸太田中学校LED照明取替工事につきましては、校舎3階部分のLED化についての事業でございます。事業調整によりまして、年度を跨いで対応するものでございます。最後に、災害復旧費の関係で、公共土木施設災害復旧工事の平見谷川、水梨川災害復旧工事についていずれも、地元調整など時間を要しております。工期不足の観点から、次年度に対応をさせていただくというものでございます。以上が繰越明許費の内訳でございます。次に7ページになります。第3表 債務負担行為の補正となります。表の方に明示させていただいております、加計スマートICフルインター化に係る負担金につきまして、令和6年度令和7年度におきまして、3,002万5,000円を債務負担行為の上限として設定するものでございます。続きまして8ページをご覧ください。第4表の地方債の補正でございます。表のとおり事業費の減がありましたので、それに伴いまして事業の裏の財源としまして、それぞれ減額をさせていただくものでございます。それでは、各補正予算の詳細につきまして、担当課の方から説明をさせていただこうと思います。続いて総務課の方の財政管財分の方を先に説明をさせていただきたいと思います。16ページ、17ページをお開きください。項目としましては一番上になります。歳入の部となりますけれども10款、地方交付税の関係でございます。このたび国の補正等もありまして、普通交付税におきまして、臨時経済対策に対する追加交付でありますとか、臨時財政対策債償還基金費の措置等もありましたので、それを踏まえて1億3,290万6千円を増額とさせていただきます。次に22、23ページをお開きください。こちら中段になりますけれども、16款、財産収入、土地売払収入になります。こちら国道433号の道路改良工事に伴いまして旧JRの線路跡地の売り払いとしまして360万円見込んでおるところでございます。次に24ページ、25ページになります。同じく歳入となります。18款 繰入金の関係、基金繰入金でございます。今回の地方交付税の増額、あと事業費の減額等を受けまして財政調整基金につきまして、1億4,763万4千円の減額を含めまして、基金全体で1億1,904万5千円を減額させていただくものでございます。続いて、歳出の関係の説明をさせていただきたいと思います。28ページから29ページの一番下になります。総務費の減債基金の管理事業になります。こちら普通交付税、今回普通交付税で措置されました臨時財政対策債の償還基金分につきまして、1,927万5,000円を基金積立金として減債基金の方に増額をさせていただいております。続いて次のページになりますけれども、同じく基金の方になります。こちら上段の方に記載をしております地域振興基金管理事業としまして、先ほど土地売り払い収入でございました国道管理に関わる旧JR跡地につきまして、360万円分をこの地域振興基金に積み立てをして。増額をさ

させていただきます。また、ふるさと納税の寄附金につきましても、積立金としまして実績見込みによりまして、2,099万7,000円を減額とさせていただきます。財政管財の方からは以上でございます。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

それでは人事、選挙管理委員会、危機管理としての説明を申し上げます。まず、人件費の部分でございます。職員給与費につきましては、全体で4,710万5,000円の減額をさせていただきます。こちらに関しましては、年度途中での退職者それから育児休業等を鑑みて減額をさせていただきますのでございます。ページのほうをすみません、30、31ページのほう御覧ください。総務費で福祉医療教育支援奨学基金管理事業でございます。貸付金といたしまして、340万円の減額をさせていただきます。こちらに関しましては、3人の見込みの奨学予定だったんですが2名となったために減額をしたものです。また、積立金、貸付金の返還のために200万増額というふうになっております。ページのほう、34ページ35ページをお開きください。選挙費でございます。広島県議会議員選挙が令和5年4月9日に執行されました。こちらに関しましては山県地区に関しては無投票となりましたので残額の整理をさせていただきます、721万円の減額をさせていただきますところでございます。少し飛びます、50ページ51ページをお開きください。9款、消防費です。下段になります。非常備消防運営事業といたしまして全体で38万3,000円の減額を行っております。こちらに関しましては、先ほど繰越の話があったんですけども、修道で屯所の新たな建築工事を行っておりますが、こちらの施工管理の委託に関しましては入札残が発生しております。これの減。それから消防屯所等の光熱水費、今回出動等がかなり少なかったということで減額になっております。こちらの減。それから、新入団員が加入してくれております。こちらの新たな消防服を購入といったところの増額となっております。次のページをお開きください。52ページ53ページです。上段の消防費防災費でございます。防災減災備蓄事業といたしまして、旅費を27万5,000円計上させていただきました。こちらは能登の震災支援に職員を派遣するための旅費として27万5,000円を積立てさせていただきますのでございます。総務課のほうは以上でございます。

○中本正廣議長

はい、沖野税務課長。

○沖野貴宣税務課長

はい、失礼します。29ページをお願いいたします。はい29ページ、ふるさと納税推進事業について説明します。役務費705万5,000円、委託料1,429万8,000円の減額ですが、ふるさと納税について、返礼品の調達、発送、ポータルサイトにかかる費用の減額です。35ページをお願いします。35ページ、一番上の賦課徴収管理事業について説明します。役務費130万円の減額ですが、口座振替伝送手数料の減額です。それでは、歳入の補正について説明しますので、13ページをお願いいたします。はい、13ページ、一番上の個人町民税所得割について、営業所得などの減少によりマイナス600万円を計上しています。固定資産税償却について、一部製造業の設備投資の増により600万円の増を計上しています。23ページをお願いいたします。はい23ページ、ふるさと納税について、全体で2,100万円減の1億8,500万円の予算としています。以上です。

○中本正廣議長

二見企画課長。

○二見重幸企画課長

はい。それでは企画課の補正予算について説明をさせていただきます。はじめに28、29ページをお願いいたします。下から2段目の、文書広報費でございます。一般広報事業としまして、こちらは広報安芸太田の発行に関する費用でございますが、年間のページ数が確定したため実績による、100万円の減額補正でございます。続きまして30、31ページをお願いいたします。中段の諸費のバス路線運行事業、422万3,000円の減額補正でございます。これは主に広島電鉄三段峡線の在来線及び高速線において、乗客数が増加したため、運賃収入が増加しました。これにより運行経費に対する町からの補助金を減額するものでございます。続いて、その下の電算管理事業でございます。これは、197万5,000円の減額補正でございます。これは通常業務として使用しておりますパソコンのオフィスのソフトを最新バージョンに入替えた際の入札残として減額するものでございます。続きまして、32、33ページをお願いいたします。一番上の企画振興事業でございます。150万3,000円の減額補正でございます。こちらは、昨年5月に開催されましたG7広島サミットにおいて、戸河内ウイスキーをコンテンツとしてオリジナルウイスキーの製造のほか、海外メディアを招待するツアーなどイベントを計画しておりましたが、日程の都合等で、イベント部分が開催できませんでしたので、その費用について減額をするものでございます。続きまして地域づくり事業でございます。686万1,000円の減額補正でございます。このうち656万1,000円、これにつきましては、特定地域づくり事業補助金の減額でございます。これは、当初派遣スタッフの雇用につきまして、年間を通じて5名の雇用を予定しておりましたが、最大3名を雇用しておりましたが、年度途中からの採用ということもあり、派遣スタッフの実

質的な費用としては約2名分にとどまったということで、実績見込みにより補助金を減額するものでございます。次に、定住促進事業でございます。その下にございます160万円の増額補正でございます。こちらにつきましては子育て世帯、定住応援制度を活用して、住居の新築について申請に対応するために増額補正を行うものでございます。次に、まち・ひと・しごと、その下のまち・ひと・しごと創生事業の委託料80万円の減額でございます。これは、地域通貨moricaの運用に関するアプリの機能拡張に関する委託料について、事業実績に伴う減額でございます。企画課は以上でございます。

○中本正廣議長

上手住民課長。

○上手佳也住民課長

はい、住民課分の説明をさせていただきます。同じく、32、33ページの上から2番目になりますが、地域支援事業、1,139万6,000円の減額でございます。地域おこし協力隊に係る経費の減額でございますが、令和5年度採用計画が5人であったところ、3人の採用にとどまっております、その辺りの精査をさせていただいたものでございます。次に34、35ページ、中ほどの戸籍住民基本台帳管理事業、160万9,000円、委託料の増額でございます。戸籍法一部改正に伴いまして氏名のよみがな表記をするためのシステム改修費ということで、増額の補正をさせていただいております。少し進みまして38、39ページ、これも中ほどになりますが、乳幼児医療費給付事業、扶助費200万円の増額でございます。実績を見ましたときに少し実績平均がですね当初予算を上回っておりますので補正で増額をさせていただくというものでございます。住民課は以上でございます。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい。それでは健康福祉課のほうから補正の説明をさせていただきます。歳出のほうで説明をさせていただきますので、32ページ、33ページのほうをお開きください。総務費のほうで、企画制作費、まち・ひと・しごと創生事業臨時交付金事業において、1,713万2,000円の減額のうち713万2,000円を減額を計上しております。こちらは、社会福祉施設等に関します原油価格高騰対策事業補助金の支給に係る実績見込みによります減額をお願いするものでございます。続いて36ページ、37ページのほうをお開きください。社会福祉施設費において、高齢者生活福祉センター事業について、需用費修繕料として、31万9,000円の増額をお願いしております。こちらにつきましては、筒賀高齢者生活福祉センターひまわり、自動火災報知機の設備更新に伴う修繕対応による増額分でございます。続きましてその下、老人福祉費のほうで、老人福祉管理事業で工事請負費について、2,684万2,000円の減額を計上しております。年度当初において地域支援センターの空調を更新すべく、予算を確保しておりましたが、その後、専門家によります詳細な点検と意見聴取を実施した結果、現状の設備を修繕することで、必要な性能を維持することが可能であるとの結論に至りました。これを受けまして、改めて事業内容を見直し、空調設備の更新ではなく、必要な部分の修繕を行うこととした結果、今回減額することとしたものでございます。続きまして、38ページ、39ページのほうを御覧ください。障害者福祉費におきます、障害者自立対策事業において、扶助費として253万9,000円を増額するよう計上しております。こちらにつきましては、補装具の給付や施設入所介護の利用者が増えたことなど、障害者自立支援給付費の実績見込みによります増額分でございます。その下、児童福祉総務費の中の、児童手当給付事業において、補助費として150万円の減額を計上しております。こちらは、対象者の転出等に伴う児童手当支給の実績見込みによる扶助費の減額分でございます。続きまして、40ページ、41ページのほうをお開きください。母子父子福祉費の中の、母子自立支援員設置事業において委託料を52万9,000円ほど増額を計上しております。こちらについては、入所措置をしております母子生活支援施設において、施設単価が4月比に比べ約132%上昇していることに伴う措置委託料の増額分でございます。その下、生活保護費における扶助費として、100万円の増額を計上しております。こちらにつきましては、被保護者の入院等に伴う医療扶助費等の実績見込みによる増額分でございます。続いて42ページ、43ページのほうをお開きください。衛生費です。予防費における、母子保健事業について委託料を110万円、扶助費90万円、総額200万円の減額を計上しております。こちらにつきましては、妊産婦検診や出産子育て応援交付金の実績見込みによる委託料や扶助費の減額でございます。健康福祉課からは以上です。

○中本正廣議長

瀬川教育課長。

○瀬川善博教育課長

はい、歳出の38、39ページをお開きください。教育課分について説明させていただきます。中段児童センター運営事業の報酬350万円を減額補正を行うものでございます。放課後児童クラブの児童支援員の年度途中での退職に伴いまして減額させていただくものでございます。続いて、その下段、児童福祉施設事業償還金4万円の

増額の補正でございます。保育所運営に係る令和4年度事業費の確定に伴い、国県補助金を返還させていただくものでございます。続いて40、41ページをお開きください。上段、保育所園管理事業の委託料150万円を減額補正を行うものでございます。入園されています児童の病気等によりまして、登園自粛に伴い、認定こども園とごうちの給食、おやつ、食数の減少により減額させていただくものでございます。続いて52、53ページをお開きください。教育費の中学校費でございます。中学校管理事業の使用料及び賃借料の300万円の減額を補正をお願いするものでございます。熱中症対策により、7月、8月の土曜日及び夏季休業中の部活動の休止に伴いまして、スクールバスの運行日数の減少によりスクールバスの借上料を減額させていただくものでございます。その下段、工事請負費112万1,000円の増額をお願いするものでございます。安芸太田中学校の3階部分の照明をLED照明への取り替え工事を行うため、111万2,000円、112万1,000円を増額するものでございます。その下段になります。社会教育施設管理事業302万6,000円の減額をお願いするものでございます。川・森・文化・交流センター、ホールのLED照明の取り替え工事として、当初予算計上で当初予算で計上しておりましたが、交流センターの利活用について、今後において整理、検討していくため、執行を取りやめ、減額させていただくものでございます。続きまして54、55ページをお開きください。上段、体育施設管理事業、委託料250万8,000円を減額をお願いするものでございます。松原水泳プールの解体設計委託料として当初予算で計上しておりましたが、隣接する学校跡地との利活用を含め、地元との整理検討を行うため、委託料の執行を取りやめ、減額させていただくものでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい、建設課から補正の説明をさせていただきます。ページが46、47ページです。中ほどの林道費です。林道施設管理事業、工事請負費です。こちら林道維持事業の精査の結果、690万円の減額をさせていただくものです。続きまして、ページ、48、49、次ページです。下段の土木費です。まず除雪事業、需用費の修繕費不足のため100万円の増額をお願いするものと委託料といたしまして、除雪費、こちらの不足に伴います1億円の補正をお願いするものです。続きまして下段の町道整備事業、まず委託料と工事請負費ですが、両方どちらとも入札減に伴います減額でございまして、委託料440万9,000円、工事請負費432万7,000円の減額をお願いするものです。国県道改良事業、負担金補助及び交付金ですが、こちら県事業の補正予算に伴います103万9,000円の減額となります。その下、橋梁施設改良事業です。こちらは委託料は入札減でございまして1,474万3,000円の減額でございます。工事請負費につきましては県割当内示が少なかったことに伴います、499万4,000円の減額でございます。続きまして、50、51ページです。2段目です。土木費の住宅費です。こちら住宅管理事業の工事請負費ですが、塚原団地の解体工事に伴います現地精査の結果に伴います195万3,000円の減額となります。その下、急傾斜地対策費ですが、こちら事業、県の事業負担金の精査に伴います97万3,000円の減額となります。続きまして、飛びまして54、55ページです。中ほど下です。公共土木施設災害復旧事業費、委託料です。こちらは業務委託料の精査の結果80万2,000円の減額をお願いするものです。その下、農林水産施設災害復旧費でございます。こちら工事請負費でございますが、井仁水路の被災がございましたが、こちらが現地保安林のため、県と協議をし、日数不足に伴いますことによりまして、改めまして令和6年度仕切り直しをさせていただきたく700万円の減額をするものです。建設課からは以上です。

○中本正廣議長

森脇衛生対策室長。

○森脇泰衛生対策室長

はい。失礼します。では衛生対策室のほうから説明をさせていただきます。ページ42ページ43ページの下段のほうを御覧ください。衛生費のほうで、まずごみ処理管理事業につきましては需用費18万2,000円の増額でございます。これはホイルローダーの法定点検の金額でございまして不測のその他の修繕が何件か相次いだことにより予算が必要になったものでございます。それからその下段、し尿処理管理事業のほうは委託料で100万円の減額をさせていただいております。これは今年度の実績に応じた、精査をさせていただいた結果となっております。衛生対策室からは以上です。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。産業観光課関連の補正予算の説明をさせていただきます。32ページ、33ページをお願いいたします。企画費でございます。企画費の1番下になります。まち・ひと・しごと創生事業臨時交付金事業でございます。原油価格等物価高騰対策事業の補助金でございますが、今年度3,000万の予算承認頂きまして、10月1日から10

月28日まで実施したところ、中小企業94件、指定管理者6件、総額1,980万1,000円を支出したところでございます。不用額1,000万円を減額するものでございます。続きまして、44ページ、45ページをお願いいたします。農林水産業費でございます。3の農業振興費でございます。農業振興費、負担金補助及び交付金200万円の減でございます。畦畔改良祇園坊柿関連の事業について補助金を交付をしておりますが、予定していた申請等なかったため、200万円の減とさせていただきます。続きまして農村地域総合推進事業400万の補正でございます。これにつきましては、広島活力事業によるもので、工事請負費、中筒賀、上筒賀の圃場の排水工事を行いました。事業精算による減、250万でございます。負担金補助及び交付金、野菜価格補償準備負担金でございます。精算に伴う減で150万でございます。人・農地問題解決推進事業、これにつきましては、5年9月末に発生しました坪野地域の離農による活力生に伴う、補助金の減でございます。国の精算に伴う返還については済んでおりますけど、本人に交付する補助金につきましては150万の減というふうにしております。続いて上水路改修事業でございます。787万1,000円の補正でございます。この事業につきましては国県により実施するものでございます。令和5年度6年度の2か年を予定しております。地元説明会による要望でありますとか、事業実施途中で緊急に必要となった工事等のため780万円を補正するものでございます。なお、前払金を除いて937万4,000円を繰り越すこととしております。続きまして次のページ46、47ページをお願いいたします。農林水産業費の林業費でございます。林業振興費の2番目ですね、森林経営管理事業でございます。この事業につきましては、森林環境譲与税を利用して、間伐の実施を50ヘクタール予定しておりました。実際のところ23.41ヘクタールを実施しましたが、残り11.9ヘクタールは入札不落により減額するものでございます。負担金補助及び交付金につきましては、作業路の開設等を予定しておりましたが確定したため、238万9,000円の減でございます。5のですね、町有林整備事業771万8,000円の減でございますが、町有林の整備を予定しておりましたが、県補助金の不採択によりまして実施することができませんので、減額し、新年度で実施することいたします。続いて流域森林整備事業、これにつきましては、民有林の保育等の事業に対して経費の1割補助をするということになってます。人工造林等、侵食する部分が増えたため、78万4,000円を追加補正をするものでございます。続きまして、その下、野生生物対策費の野生生物被害対策事業でございます。負担金補助及び交付金、これにつきましては、電気柵の設置に伴う補助金を予定しておりました。10件の実績はあるものの、予定した金額に達しませんでしたので150万円を減額するものでございます。最後です。48、49ページをお願いいたします。観光団体育成事業、商工費の観光団体育成事業でございますが、イベントの未実施により96万円減額するものでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

はい。金升加計支所長。

○金升龍也加計支所長

失礼します。加計支所所管しております事業について、補正の説明をさせていただきます。ページ数ですが、44、45ページです。6款の農林水産業費の2農業総務費、17の備品購入費です。殿賀ふれあいプラザの大集会室のエアコンを取り替えたことにより入札残になっております。83万9,000円の残金です。続きまして、46、47ページをお開きください。下段のほうです。野生生物対策費、報酬の鳥獣捕獲事業、報酬の39万円の減額。会計年度任用職員の勤務日調整による残金が出ましたので補正、減額補正をするものです。以上です。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。10分間休憩いたします。

休憩 午後2時33分

再開 午後2時44分

○中本正廣議長

引き続き会議を行います。これから質疑を行います。質疑ありませんか。はい、末田議員。

○末田健治議員

44ページですね、上水路の分担金について、根拠をお知らせください。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。工事費の10%というふうに分担金を決めておるところでございます。以上です。

○中本正廣議長

よろしいですか。はい。小島議員。

○小島俊二議員

はい、17ページの地方交付税なんですけど、普通交付税が今回増額なんですけど、現時点で特別交付税の令和6年度分が分かっておれば教えていただきたいということ、今回臨時財政対策債償還基金ですか、が創設されたというふうに聞いてるんですけど、それが今の減債基金に積立ってありますんで、1,927万5,000円相当だと思います。残りが臨時経済対策費と当初予算に計上してる普通交付税の増額分があるんですけど、この臨時経済対策費がもし分かればまたお願いしたいというふうに思います。それと30ページ、目が悪いもんでちょっと読む、企画調整費の1番下、町債が、2,500万余り減額になって繰入金と同じ額増額になっておりますが、この事業充当の事業費を教えてくださいのと、何で町債への起債充当が認められなかったのか、基金、何の基金を使って、補填をするのか、いうところを教えてください。それと、46ページ、1番上の林業総務費ですが、繰入金を1,100万余り減額して一般財源1,100万余り増額をしておりますが、この事業についてどういった意味で基金の繰入れを中止したのか。答弁をお願いしたいと思います。それと、48ページ、これもなんですけど町債が2,700万余り減額して、繰入金が2,600万余り増額されておりますが、この町債が減額になった理由と、何の基金の繰入れをするのかというところをお願いしたいと思います。以上です。

○中本正廣議長

はい、郷田総務課課長補佐。

○郷田亮総務課課長補佐

はい。まず普通交付税、交付税の関係でございますけれども、今特別交付税につきましてはまだ最終的な決定はしてませんけれども、おおむね5億円、例年並みの5億円程度は決定なるというふうに見込んでるところでございます。続いて普通交付税の今回の増額の理由でございますけれども、臨時経済対策に関わる金額につきましては、2,300万円ほど追加で入っていきます。その他の増額要素につきましては、国の補正予算の中で調整数のまた復活したとかですね、そういった国のほうの国税の増額分があったということで補正によって配分があったといった中身でございます。あと、当初ちょっときつ目に見とったということの影響もありますけれども、そういった部分で今回、実質の額に調整をさせていただくものでございます。続いて、次いで先ほどの2件ほど、起債の振替とか繰入金の関係というのがございましたけれども、まず1点目ですけれども、一つはですね企画費のほうだったと思いますけれども地域商社の交付金につきまして、起債過疎債のソフト事業を充てるように、財源を確保しておるところでございますけれども、そのソフト事業につきましては、限度額超過分といったところ全体の国の配分を、あまりが出れば確保できる予算のものをですね起債のものを活用するというところで、申請を出しておりましたけれどもその限度額分がつかなかったんで、それに見合う基金、過疎基金のほうを充てさせていただくといったことで、埋め合わせをさせていただいてるものでございます。もう一つ2,700万円程度のこの起債の関係がございましたけれどもこちらが木工陶芸館の解体につきまして、これもソフト事業ということで解体なんでソフト事業を活用するというところで、計画は上げておりましたけれどもこれも限度額分を活用したという申請の中で、それやっぱり配分がなかったということで、こちらにつきましては基金のほうで何とかまかなうといったことで財源充当のほうをさせていただいておるものでございます。財政につきましては以上でございます。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。ページ数で言いますと46ページ、47ページの林業費の林業総務費の繰入金の減と一般財源の増でございます。これにつきましては、森林経営管理事業と連動をしております、森林環境譲与税及び森林環境譲与税に関する基金を入れております。林業総務費のほうを、基金のほうを1,101万8,000円減しましたけどその分、これ一般財源といっても森林環境譲与税分でございますので、振替をさせてもらいました。以上でございます。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい、大体理解しました。臨時財政対策債償還基金費とか、臨時経済対策費につきましては令和3年度あたりもあったようなんで、今後もまた来年度あたりもそういった費目が創設されるのかどうかいうのをまた、来年度見ときたいというふうに思います。それと49ページ、町道整備費が減額されておるんですけど、先ほどの交通事故の話で路面が傷んどるんで、電源立地の交付金を使って、舗装をちょっと強めるというような話もあったんですけど、そんなに車が通る道路じゃないんで、せっかく舗装財源の電源立地とかあるんなら、身近な町道の舗装とか、そこらに力を入れてもらいたいというのが思いでございます。それと最後に33ページの地域づくり協同組合ですか、あのことについて、5人が2人になったということなんですけど、今のこの活用状況というか運用状況はどんなもんなんですか、それちょっと簡単に教えてください。

○中本正廣議長

二見企画課長。

○二見重幸企画課長

はい。特定地域づくり事業協同組合の活用状況といえますか、活動の状況でございますが、今組合員の事業者が10事業者ございます。雇用の派遣スタッフのほうは、今、現在2名、雇用をしております。最大3名になったときがあるんですけども、その派遣スタッフの都合で退職されて、現在2名を派遣しておるところでございます。派遣先は、全体で4事業所に派遣しておるところです。定住フェア等に出向いたときに、こういう仕事もあるというPRをしておりますので、今後、派遣スタッフのほうを増やしていきたいと考えておるところでございます。それから介護施設等の関係で、人材不足ということもあり、問合せ、派遣してもらえないかというような問合せもありますので、その辺も、地域の事業所と連携しながら、今後も取組を進めていきたいと考えております。以上です。

○中本正廣議長

はい、小島議員。

○小島俊二議員

はい、この前、商工会青年部の皆さんと意見交換したときがあつてほんまに人手不足だというようなことが意見がありましたんで、ぜひこの制度を活性化させて、人が働く人が、十分に町内回れるように、利活用をしてもらいたいと思います。以上です。

○中本正廣議長

ほかに質疑ありませんか。はい、大江議員。

○大江厚子議員

53ページの防災減災派遣、能登半島の自治体へ職員を派遣するということですが、どの課で大体何名とか少し内容をお知らせください。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい、失礼いたしました。既にですね派遣のほうは2名、延べ2名を派遣を行っております。こちらに関しましては、大変恐縮なんですけれども、予備費の対応で、流用等で対応させていただいたところでございます。緊急を要したということもあります。またこの金額に関しましては、特別交付税で措置されるというふうに伺っております。今回計上させていただきましたのは2名分の旅費を考えております。以上でございます。

○中本正廣議長

ほかに質疑ありませんか。角田議員。

○角田伸一議員

はい。47ページの上から2段目になりますが、森林経営管理事業、ここで1,101万8,000円の残が出ておりますが、先ほどの説明では予定していた間伐事業が実施できなかったということではございましたが、入札が落ちなかったというような話もありましたが、要はこれを実際に作業する森林組合のほうで取れるだけの能力がなかったのか、それとも発注時期がちょっと遅れて年度内の事業が見込めなかったのか、そのほかにもですねこの事業ができなかった要因があるのであれば、説明を求めます。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい、47ページの森林経営管理事業でございます。入札のほうが不落に終わったということでございます。この森林経営管理事業につきましては、森林組合のみならず、民間事業者も参画して実施をしております。実際にですね、既に今年度実施した間伐につきましては、民間事業者において実施をしたものでございます。中の方、やっぱり調査しますとですね、やはり、人材不足だったというようなこともありますし、発注時期につきましても御指摘あるかと思いますが、11月と12月に実施した、また箇所についてもですね、打梨、那須、上筒賀というようなこともあつて、私たちの発注時期にも問題があつたかと、課題があつたかなというふうに思っております。ここにつきましては、新年度早急にですね、発注をいたしまして実施をしたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

角田議員。

○角田伸一議員

この森林経営管理事業はですね、今の森林環境税の絡みもあつてですね、6年度からは、個人からも徴収するということになっておりますので、これから先ですね計画した事業は計画どおりにできるように、早期発注が

できるならできるようにというような手だてをしていただきたいというように申し添えておきます。以上です。

○中本正廣議長

ほかに質疑ありませんか。斉藤マユミ議員。

○斉藤マユミ議員

5ページですね、繰越明許費なんですけれども、いこいの村の宿舎のですね440万という内容をお聞かせください。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。5ページの繰越明許費の観光施設管理事業いこいの村広島寄宿舍修繕440万の繰越してございます。当初、寄宿舍につきましては、室内の壁紙の張り替えでございますとか、浴室の修繕を予定をして準備をしておりましたが、水漏れなどが発生し、根本的な工法を見直す必要があったため、繰り越すこととし、次年度に実施をしたいというふうに考えておるところでございます。以上です。

○中本正廣議長

ほかに質疑は。佐々木美知夫議員。

○佐々木美知夫議員

31ページ、バス運行事業、これ、わし聞き間違えたかもしれないのだけれども、広電バスの利用、増によって減額いうて聞いたと思うんだけど、最近バス利用者が随分減ってるのに、今回増員になったという原因なんかあるんですか。団体でどっかに行ったとか。

○中本正廣議長

二見企画課長。

○二見重幸企画課長

はい。これはこれまでコロナ禍でバス利用者が劇的に減少していたんですが、昨年度ぐらいから徐々にそれが回復してきて、それ見合いで補助金の見込みを立ててたんですけども、バスの利用者が増えてきたということで、バス事業者自体の運賃の収入が増えているのでその分町の補助が少なくなったという要因でございます。

○中本正廣議長

佐々木美知夫議員。

○佐々木美知夫議員

ということは、コロナ禍前に、ほとんど帰ってきたと。そうでもないか。いうことを理解していいんかね。

○中本正廣議長

二見企画課長。

○二見重幸企画課長

はい。まだ完全に帰ったというところまではいってないと聞いておりますが、それから人口減少なんかの影響もありまして、利用者が完全に、戻ってるということではないんですけども、ある程度コロナ前の水準に近いぐらいには戻ったというふうに聞いております。以上です。

○中本正廣議長

ほかに質疑ありませんか。はい。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

討論なしと認めます。討論を終わります。これから採決を行います。議案第20号、令和5年度安芸太田町一般会計補正予算(第6号)を起立により採決します。議案第20号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって議案第20号、令和5年度安芸太田町一般会計補正予算(第6号)については、原案のとおり可決しました。

日程第12. 議案第21号

日程第13. 議案第22号

日程第14. 議案第23号

日程第15. 議案第24号

- 日程第 16. 議案第 25 号
- 日程第 17. 議案第 26 号
- 日程第 18. 議案第 27 号
- 日程第 19. 議案第 28 号
- 日程第 20. 議案第 29 号

○中本正廣議長

日程第12議案第21号、令和5年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)から、日程第20、議案第29号、令和5年度安芸太田町内黒山財産区特別会計補正予算(第1号)までの9件を一括議題といたします。追加説明があれば受けます。上手住民課長。

○上手佳也住民課長

はい。議案第21号、令和5年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について御説明を申し上げます。このたびの補正は歳入歳出予算の総額にそれぞれ873万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、8億6,716万円と定めるものでございます。補正の中身でございますが、職員給与費の減額が81万6,000円。療養給付費について、医療費の動向を踏まえまして増額分が955万4,000円。これを差し引いた873万8,000円が増額をさせていただいているというものでございます。また歳入につきまして、県繰入金の減額に伴いましてこの減額分について、基金繰入金の増額により財源の更正を行っております。続きまして議案第22号、令和5年度安芸太田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第4号)について御説明を申し上げます。このたびの補正は歳入歳出予算の総額からそれぞれ8万円を減額しまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、1億7,047万2,000円と定めるものでございます。このたびの補正は職員給与費について減額をするものでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい。それでは、議案第23号、令和5年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)について御説明をいたします。今回の補正は、歳入歳出それぞれ、354万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ13億4,111万3,131万1,000円と定めるものでございます。今回の補正につきましては、実績見込みに伴います総務費、または保険給付費等の減が主なものでございます。続きまして、議案第24号、令和5年度安芸太田町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)について御説明をいたします。今回の補正は、歳入歳出それぞれ271万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ1,575万7,000円と定めるものでございます。今回の補正につきましては、年度当初から見込んでおりましたケアマネジャーの増員がかなわなかったことに伴います人件費の減が主なものでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい。議案第25号、安芸太田町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について説明をさせていただきます。歳入歳出予算の総額をそれぞれ、1,649万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億8,592万円と定めるものです。続きまして繰越明許費について説明をさせていただきます。ページ3ページをお願いします。簡易水道施設整備事業、簡易水道事業経営戦略サポート、改訂サポート業務でございます。こちらを400万円の繰越しをお願いします。経営戦略の改正を今年進めて今年度進めておりますが、関係課とともに検討を進めてまいったところですが、令和6年度に向けて引き続き、繰越しをさせていただき、事業を進めていきたいと考えております。歳出の9、10ページを御覧ください。総務管理費です。委託料、上下水道のインボイスシステムの改修費の見直しに伴います160万円の減額です。公課費、消費税納付額確定に伴いまして7万5,000円を計上させていただいております。下段、施設整備費です。こちら委託料、水道施設台帳の作成完了に伴います497万1,000円の減額と、工事請負費でございますが、松原地区の水道更新工事を実施させていただきまして、こちらの材料費と労務費の高騰に伴いまして、工事箇所の見直しをいたしまして減額をさせていただいてるところです。続きまして、議案第26号、令和5年度安芸太田町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)です。歳入歳出の総額をそれぞれ47万9,000円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ、1億2,398万5,000円と定めるものです。歳出の8、9ページを御覧ください。総務管理費です。こちら積立金ですが、前年度繰越金額の確定に伴います152万1,000円を計上させていただいております。下段、施設管理費です。農業集落排水施設管理事業ですが、需用費の修繕料と、委託料の実績に伴います減額それぞれ100万円、合わせまして200万円の減額をお願いします。

続きまして、議案第27号、令和5年度安芸太田町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)です。歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,078万6,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ、2億9,178万9,000円と定めるものです。繰越しについて繰越明許費の説明をさせていただきます。ページ3ページを御覧ください。3件ございます。公共下水道施設管理事業の筒賀水質管理センター高圧充電設備修繕業務でございます。こちら、設備機器の納期の遅れにより修繕完了が7月いっぱいかかるということを見通しから繰越しをお願いするものでございます。続きまして2番目です。下水道施設整備事業の筒賀処理区マンホールポンプ場制御盤等整備工事です。こちら1,430万でございますが、入札の不調に伴いまして、業者選定に日数を要したこと、また制御盤の納期に時間がかかるということがございましてこちら繰越しをお願いしたいと思っております。3番目です。こちら施設整備事業ですが、安芸太田町下水道施設耐水化実施事業でございます。27万3,000円です。こちら施設維持管理事業との調整に不測の日数を要したことにより、一部を令和6年度に繰越しをさせていただきたいと思っております。歳出のページ10、11ページを御覧ください。施設管理事業です。公課費、消費税確定に伴います500万円の減額をお願いするものと、積立金の前年度繰越金の確定とます201万4,000円の計上をさせていただいております。下段、施設管理費です。下水道施設管理事業の需用費、及び、需用費の電気料及び修繕費、委託料でございますが、こちら実績に伴います、事業費240万円の減額、委託料100万円、合わせまして340万円の減額をお願いするものです。下段です。施設整備費、工事請負費ですが、下水道排水管理設工事の精査の結果、440万円の減額をお願いするものです。建設課からは以上です。

○中本正廣議長

はい、山本筒賀支所長。

○山本博子筒賀支所長

はい。失礼いたします。議案第28号、令和5年度筒賀財産区特別会計補正予算(第1号)について説明させていただきます。こちらのほう歳入歳出総額からそれぞれ2,975万5,000円を減額し、歳入歳出それぞれ447万1,000円と定めるものでございます。今回の補正理由といたしまして、筒賀財産区内の搬出間伐事業の未実施によるものが主な理由でございます。予算書6ページ、7ページとなります。歳入の方になりますが、はい、立木売却収入、続いて基金繰入金、こちらのほう事業未実施により減額としております。前年度繰越金の整理として162万7,000円増額の予算計上をさせていただいております。続きまして、歳出で、次のページ8ページ9ページとなります。財産造成総務事業といたしまして、委託料、こちらの方、筒賀の筒賀財産区管理計画策定のための調査委託料として、予算を計上しておりましたが、こちらのほう減額させていただきます。そのかわり備品購入、管理のためのパソコン購入費用として40万円を計上させていただいております。続いて下段になります。財産造成施業事業、こちらのほうは搬出間伐未実施のため、全額減額をさせていただいております。続いて、基金積立になります。前年度繰越金と基金利子合計で165万6,394円を見込んでおります。差引き不足分としまして84万8,000円を計上させていただいております。続いて、1番下の段、消費税になります。こちらの方、広島北税務署のほうから、令和4年度の申告の必要はないとの連絡を受けて減額としております。以上でございます。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい、議案第29号でございます。令和5年度安芸太田町内黒山財産区特別会計の補正予算でございます。歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,106万4,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ845万6,000円と定めるものでございます。これにつきましては、予定しておりました搬出間伐につきまして、施業面積を12.81ヘクタールから5.38ヘクタールと、施業面積を縮小し実施したため減額補正をするものでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第21号、令和5年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)から、議案第29号、令和5年度安芸太田町内黒山財産区特別会計補正予算(第1号)までの9件を一括して起立より採決します。議案第21号から議案第29号までについては、原案のとおり可決するの、決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって議案第21号、令和5年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)から議案第29号、令和5年度安芸太田町内黒山財産区特別会計補正予算(第1号)までの9件は原案のとおり可決しました。

日程第 21. 議案第 30 号
日程第 22. 議案第 31 号
日程第 23. 議案第 32 号
日程第 24. 議案第 33 号
日程第 25. 議案第 34 号
日程第 26. 議案第 35 号
日程第 27. 議案第 36 号
日程第 28. 議案第 37 号
日程第 29. 議案第 38 号
日程第 30. 議案第 39 号
日程第 31. 議案第 1 号
日程第 32. 議案第 4 号
日程第 33. 議案第 5 号
日程第 34. 議案第 6 号
日程第 35. 議案第 7 号
日程第 36. 議案第 8 号
日程第 37. 議案第 9 号
日程第 38. 議案第 10 号
日程第 39. 議案第 11 号
日程第 40. 議案第 12 号
日程第 41. 議案第 13 号
日程第 42. 議案第 14 号
日程第 43. 議案第 15 号

○中本正廣議長

日程第21、議案第30号、令和6年度安芸太田町一般会計予算から日程第43、議案第15号、安芸太田町介護保険条例の一部改正についてまでの23件を一括議題といたします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 44. 特別委員会の設置

○中本正廣議長

日程第44、特別委員会の設置を議題といたします。お諮りします。ただいま議題としている令和6年度予算をはじめとする23件の議題を審査するため、安芸太田町議会委員会条例第5条の規定に基づき、議長を除く10人の議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して、詳細に審査することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、令和6年度予算をはじめとする23件の議案については、議長を除く10人の議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して詳細に審査することに決定しました。ここでただいま設置した予算審査特別委員会の正副委員長を互選するため、しばらく休憩といたします。

休憩 午後3時14分
再開 午後3時15分

○中本正廣議長

休憩前に引き続き会議を再開します。休憩中に開かれた予算審査特別委員会で正副委員長が互選され、その結果が通知されましたので報告いたします。予算審査特別委員長に末田健治委員。同副委員長に津田宏委員です。以上で本日の日程は全て終了しました。本日はこれで散会します。

○河野茂議会事務局長

御起立願います。一同互礼。

午後3時15分 散会
